

岩手県立総合教育センター宿泊施設の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県立総合教育センター宿泊施設の利用に関する規則を廃止する規則

岩手県立総合教育センター宿泊施設の利用に関する規則（昭和63年岩手県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。